

この度は、「完全攻略問題集2022」をご購入いただき、誠に有難うございます。

本書について、公益財団法人 MR認定センターから発行されましたMRテキスト2018 正誤表・追補の

内容等を反映し、以下のとおり対応させていただきます。

何卒宜しくお願い申し上げます。

「完全攻略問題集 2023 MR総論」 対応一覧表

◆令和5年7月24日

MR総論				
No.	頁	該当箇所	対応前	対応後
1	P39	問104	<p>【問題】 ()に入れる正しい語句はどれか。 医薬品の直接の容器・被包への記載義務事項として、日本薬局方に収載されている医薬品は()と記載する。 1 局方収載医薬品 2 処方箋医薬品 3 日本薬局方</p> <p>【解答番号】 3</p> <p>【解説】 日本薬局方に収載されている医薬品では「日本薬局方」の文字等を記載する。</p>	<p>MRテキストより該当の記載削除のため廃問</p>
2	P39	問105	<p>【問題】 医薬品の直接の容器等への記載義務事項に該当するのはどれか。 1 製造業者の氏名または名称および住所 2 保健衛生上危険がある用法・用量 3 製造番号または製造記号</p> <p>【解説】 1 製造業者ではなく、製造販売業者である。 2 保健衛生上危険がある用法・用量は、記載禁止事項である。</p>	<p>【問題】 要指導医薬品の容器等への記載義務事項に該当するのはどれか。 1 承認を受けていない効能・効果 2 保健衛生上危険がある用法・用量 3 取扱い上の必要な注意</p> <p>【解説】 1 承認を受けていない効能・効果は、記載禁止事項である。 2 保健衛生上危険がある用法・用量は、記載禁止事項である。</p>
3	P39	問106	<p>【問題】 医薬品医療機器法で定められている添付文書等への記載事項に該当するのはどれか。 1 製造販売業者の氏名または名称および住所 2 製造番号または製造記号 3 用法・用量</p> <p>【解説】 用法・用量その他使用および取扱い上の必要な注意は添付文書等への記載事項である。製造販売業者の氏名または名称および住所や製造番号または製造記号は直接の容器等への記載義務事項である。</p>	<p>【問題】 医薬品医療機器法で定められている添付文書等への記載事項に該当するのはどれか。 1 保健衛生上危険がある使用期間 2 誤解を招くおそれのある事項 3 用法・用量</p> <p>【解説】 用法・用量その他使用および取扱い上の必要な注意は添付文書等への記載事項である。保健衛生上危険がある使用期間、誤解を招くおそれのある事項は、記載禁止事項である。</p>

MR総論

No.	頁	該当箇所	対応前	対応後
4	P71	問61	<p>【問題】 ()に入れる正しい語句はどれか。 診療報酬明細書のうち合計点数が()以上のものは、特別審査委員会の審査対象となる。</p> <p>1 10万点 2 20万点 3 40万点</p> <p>【解答番号】 3</p>	<p>【問題】 ()に入れる正しい語句はどれか。 歯科診療にかかるレセプトのうち合計点数が()以上のものは、特別審査委員会の審査対象となる。</p> <p>1 10万点 2 20万点 3 40万点</p> <p>【解答番号】 2</p>
5	P81	問3	<p>【解説】 医療提供施設とは、病院、診療所、介護老人保健施設、調剤を実施する薬局、その他の医療を提供する施設である。</p>	<p>【解説】 医療提供施設とは、病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院、調剤を実施する薬局、その他の医療を提供する施設である。</p>
6	P96	問8	<p>【解説】 c 納入後は文書の送付ではなく、MRが訪問する。</p>	<p>【解説】 c 納入後は文書の送付ではなく、MRが説明および協力依頼を行う。</p>
7	P166	問49	<p>【解説】 医療法では、「医療提供施設」は病院、診療所、介護老人保健施設、調剤を実施する薬局その他の医療を提供する施設として規定している。</p>	<p>【解説】 医療法では、「医療提供施設」は病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院、調剤を実施する薬局その他の医療を提供する施設として規定している。</p>
8	P174	問66	<p>【解説】 2 75の重篤副作用について作成されている。発行は定期的ではない。</p>	<p>【解説】 2 重篤副作用について適宜追加、更新されている。</p>

MR総論

No.	頁	該当箇所	対応前	対応後
9	P228	問27	<p>【問題】 例外として定められている場合を除き、医薬品の直接の容器または直接の被包に記載しなければならない事項はどれか。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 製造業者の氏名または名称および住所 2 製造方法 3 効能又は効果 4 用法及び用量 5 製造番号または製造記号 <p>【解答番号】 5</p> <p>【解説】 1 製造業者ではなく、製造販売業者の氏名または名称および住所を記載しなければならない。 2 製造方法は該当しない。 3 効能又は効果は該当しない。 4 用法及び用量は添付文書への記載事項である。 5 製造番号または製造記号は、医薬品の直接の容器または直接の被包に記載しなければならない。</p>	MRテキストより該当の記載削除のため廃問
10	P237	問46	<p>【解説】 補正加算には、画期性加算、有用性加算、市場性加算、小児加算および先駆加算の5つがある。</p>	<p>【解説】 補正加算には、画期性加算、有用性加算、市場性加算、特定用途加算、小児加算および先駆加算の6つがある。</p>
11	P238	問48	<p>【解説】 医療法では、「医療提供施設」は病院、診療所、介護老人保健施設、調剤を実施する薬局その他の医療を提供する施設として規定している。</p>	<p>【解説】 医療法では、「医療提供施設」は病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院、調剤を実施する薬局その他の医療を提供する施設として規定している。</p>